

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

【第204回国会】令和3年6月2日（水）、第24回の委員会が開かれました。

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）
    - ・田村厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
    - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民）
    - ・大岡敏孝君外5名（自民、立民、公明、共産、維新、国民）から提出された附帯決議案について、中島克仁君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
    - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民）
- （参考人）独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君  
（質疑者）高木美智代君（公明）、津村啓介君（立民）、白石洋一君（立民）、中島克仁君（立民）、早稲田夕季君（立民）、川内博史君（立民）、宮本徹君（共産）、青山雅幸君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 高木美智代君（公明）

- (1) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）関係
  - ア 制度の目的、対象者数の想定及び申請方法
  - イ 支給期間を年度内又は年内とする必要性
  - ウ 相談に乗って支えるので声を上げてほしい旨を対象者に伝える必要性
  - エ コロナ危機を乗り越えるまで支援に全力を挙げるという政治姿勢の必要性
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの国際的共同購入枠組み（COVAXファシリティ）に拠出することによって我が国に発生するメリット
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの職域接種関係
  - ア 開始時期、実施形態、手続、今後の進め方等
  - イ 地方自治体による接種とは別枠であることの確認
- (4) 新型コロナウイルス感染症の水際対策の強化として空港検疫関係者の定期的なPCR検査及び早期のワクチン接種を実施する必要性
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染多数地域における高齢者施設の従事者等のPCR検査について訪問系の事業所も対象とする必要性
- (6) 新型コロナウイルスワクチン接種関係
  - ア 地方自治体の裁量にある程度任せることを検討して何らかの形で発信する必要性
  - イ 障害者施設について高齢の入所者がいなければ優先接種の対象とならないことの妥当性
  - ウ 訪問介護を受けている高齢者等が在宅で接種を受けられる訪問接種の実施についての考え方
- (7) 軽度外傷性脳損傷（MTBI）関係
  - ア 日本サッカー協会が公表した育成年代でのヘディング習得のためのガイドラインの目的及び概要
  - イ サッカー以外のスポーツ競技におけるガイドラインの検討・作成・周知の必要性及びその際に厚生労働省と連携し医学的知見に基づいて行う必要性についてのスポーツ庁の見解
  - ウ 厚生労働省の今後の取組及び長年取り組んできた山本厚生労働副大臣の決意
- (8) 育児・介護休業法等改正案関係
  - ア 出産後学級、父親学級等の実施及び開催日・時間の工夫の必要性

- イ アウトリーチの家事・育児支援についての制度化の必要性
- ウ 出生時育児休業の実施状況について5年後より前に中間的に整理する必要性

**津村啓介君（立民）**

- (1) 雇用保険の失業等給付の算定基礎期間関係
  - ア 介護休業期間と同様に育児休業期間も算入させる必要性
  - イ 次回制度見直しの際は育児休業期間を算入させることをテーマとして取り上げる必要性
- (2) 育児休業の取得状況公表義務の企業規模要件を既存公表制度と同様に従業員300人超としなかった理由
- (3) 男女雇用機会均等法において結婚による差別禁止の対象を女性に限定していることを次回制度見直しの際はテーマとして取り上げる必要性
- (4) 居住実態がないとして第48回衆議院議員総選挙の選挙人名簿に登録されなかった有権者が3,462人いたとする総務省の調査結果関係
  - ア 選挙人名簿に登録されていない有権者の存在についての内閣法制局の認識の有無及び日本国憲法との整合性
  - イ 詳細な調査結果の内容
  - ウ 選挙人名簿に登録されなかった有権者の年齢別人数及び令和2年10月の丸山穂高議員の質問主意書が求めていた住民基本台帳と選挙人名簿の整合性への地方自治体の対応のその後の状況
  - エ 今後選挙人名簿に登録されていない有権者が存在することがないようにする必要性

**白石洋一君（立民）**

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種関係
  - ア 2回目接種をしていない高齢者に接種の意思を確認する必要性
  - イ 介護施設に勤務する看護師に対してもワクチン接種業務に係る兼業許可は不要である旨を通知する必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症による死亡者の遺族への見舞金関係
  - ア 類似制度の有無
  - イ 新型コロナウイルス感染症による死亡者の遺族への見舞金制度を創設する必要性
- (3) 中学校における通級指導の柔軟な運用及び教員配置の基礎定数の引下げの必要性
- (4) 一時支援金及び月次支援金の申請関係
  - ア 申請のサポートを充実させる必要性
  - イ 給付に至った事例を申請の手引き等に明記し申請者をサポートする必要性
  - ウ ラブホテルを一時金等の支援策の対象業種とする必要性
  - エ 地方自治体における支援制度の対象業種は地方自治体の判断によることを周知する必要性
- (5) 被保険者期間中も支給されるよう厚生年金の長期加入特例の要件を見直す必要性

**中島克仁君（立民）**

- (1) 育児・介護休業法等改正案関係
  - ア 出生時育児休業において男女平等の観点に留意することの重要性についての厚生労働大臣の見解
  - イ 女性への差別的取扱いはないとの認識の共有の重要性についての厚生労働大臣の見解
  - ウ 男女の差別だけではなく性的指向及び性自認を理由とする差別も許されないとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

- エ 出生時育児休業は暫定措置とする必要性及び育児休業の分割取得は男女を問わず可能とする必要性
  - オ 出生時育児休業中の就業について労働者の意に反するような取扱いがなされないよう指針で明確にするとともに事業主に違反的行為があった場合に厳正な対処を行う必要性
  - カ 出生時育児休業中の就業に関するモデルケースの提示及び部分休業を可能とする仕組みの検討の必要性
  - キ 本法律案が社会保障政策や少子化対策に及ぼす効果
- (2) 新型コロナウイルス感染症治療方針確立関係
- ア 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の第4.2版から第5版への改訂における変更点
  - イ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」に「日本国内で入手できる薬剤の適応外使用」として掲載された薬剤の位置付け
  - ウ 「日本国内で入手できる薬剤の適応外使用」として掲載された薬剤を治験以外の用途で新型コロナウイルス感染症患者に使用することの可否
  - エ 米国における医薬品緊急使用許可制度のような仕組みを整備する議員立法を成立させるべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

**早稲田夕季君（立民）**

- (1) 新型コロナウイルスに係る「感染者急増時の緊急的な患者対応方針」関係
- ア 都道府県によっては5月以降の療養者数が同対応方針の想定を超える事態となっている現状及び同対応方針の再検討の予定の有無並びに国の支援の必要性についての厚生労働省の見解
  - イ 国の働きかけにより確保された国立医療機関における新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入病床の数
  - ウ 国の働きかけにより確保された公的医療機関における新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入病床の数
  - エ 厚生労働省において公的公立に係る医療機関数は把握しているものの病床数は把握していない理由
  - オ 新たな感染症への対応として緊急時は国が司令塔となり国公立と民間の病院がともに病床を活用する仕組みを構築すること等が明記されると報道された骨太の方針2021に対する厚生労働省の見解
- (2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）に係る支給要件の緩和及び対象拡大の必要性
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置関係
- ア 諸外国における徹底した水際対策に比べ昨日発表された我が国の新たな措置は周回遅れであるとの指摘並びにマレーシア及びベトナムについては再入国を禁止すべきとの指摘に対する内閣官房の見解
  - イ 我が国における小出しの水際対策に対する尾身参考人の見解
- (4) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係
- ア 開催の是非について新型コロナウイルス感染症対策分科会で議論しない理由についての内閣官房の見解
  - イ 開催の是非について新型コロナウイルス感染症対策分科会で議論すべきとの意見に対する尾身参考人の見解

**川内博史君（立民）**

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係
  - ア 早稲田委員に対する尾身参考人の答弁はオリンピック開催の是非について何らかの形で政府に意見するとの趣旨であるか否かの確認
  - イ 5月28日の川内委員の質疑以降におけるI O C関係者の宿泊費用負担に関する進捗状況
  - ウ I O Cが全額負担の方向で検討している関係者の範囲
  - エ 新型コロナウイルス感染防止の観点からI O C会長等の幹部メンバーの来日を控えるよう政府として要請する必要性
- (2) パーキングパーミット制度関係
  - ア 妊産婦及び多子世帯に対する子育て支援の観点からパーキングパーミット制度に関する先進事例の情報共有等について厚生労働大臣が国土交通大臣に推進を促す必要性
  - イ 国土交通省としてパーキングパーミット制度の推進に取り組む決意
  - ウ 答弁で言及のあった妊産婦、特に多胎児を抱える妊産婦の先進事例を周知していく意向があるか否かの確認
- (3) 新型コロナウイルス感染防止対策関係
  - ア 新型コロナウイルス感染症対策本部に提出された新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料に自宅及び宿泊療養中の死亡事例に関する情報を記載する必要性
  - イ アについて厚生労働大臣として指示する必要性
- (4) 新型コロナウイルスワクチンの副反応関係
  - ア 5月26日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会で示された資料1-4(アナフィラキシー報告事例の概要)と資料1-2-3(副反応疑い報告状況)において症例番号が整合していない現在の記載内容について改善に取り組む必要性
  - イ 同部会の資料1-4で症状の発生日が不明としてブライトン分類で4となった事例について改めて状況を確認する必要性

#### 宮本徹君（共産）

- (1) 東京都における新型コロナウイルス感染症の発症日別による陽性者数が5月20日に下げ止まり横ばい傾向になっていることに対する尾身参考人の所見
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係
  - ア 代々木公園におけるパブリックビューイングを中止する一方で井の頭恩賜公園や上野恩賜公園等においてパブリックビューイングを実施することについての妥当性
  - イ 各地で夏祭りや花火大会が中止されているにもかかわらず同大会を特別扱いして開催することが感染対策の観点から社会に与えるメッセージについての尾身参考人の所見
  - ウ 同大会の開催が人流の増加を助長する可能性についての尾身参考人の所見
  - エ 同大会の開催が第5波を大きくする危険性についての尾身参考人の所見
  - オ 同大会の観客に対するPCR検査の具体的な実施方法
- (3) ハラスメント対策関係
  - ア 株式会社アシックスにおけるパタニティ・ハラスメント事案に対する厚生労働大臣の感想
  - イ マタニティ・ハラスメント対策及びパタニティ・ハラスメント対策の実効性を確保するため踏み込んだ対策を講ずる必要性
  - ウ ハラスメント対策に係る法整備を行いILO第190号条約を批准する必要性

#### 青山雅幸君（維新）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養関係
  - ア 療養実態の調査及び療養方針についての指導の有無

- イ 自治体により異なる療養の質を高めるために国が細かく関与する必要性
- ウ 療養者が単に隔離されるだけでなく自由に医療にアクセスできるよう改める必要性
- (2) ファイザー社製新型コロナウイルスワクチンの接種対象関係
  - ア 対象年齢を12歳以上に引き下げた理由
  - イ 重症者及び死亡者がいないにもかかわらず10代の子供の感染が医療体制のひっ迫に影響を与えているとする理由
  - ウ 重症者及び死亡者がいない10代の子供に高確率で副反応が起こるワクチンを打つ理由
  - エ 10代の子供にワクチンを打つ必要性についての厚生労働大臣の見解

**高井崇志君（国民）**

- (1) 総合支援資金の再貸付及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）関係
  - ア 再貸付の申請件数、貸付件数及び貸付金額並びに再貸付利用者のうち自立支援金の支給対象となる者の数
  - イ 再貸付利用者28万人のうち20万人が自立支援金の支給対象となることの確認
  - ウ 自立支援金の要件に「ハローワークでの相談や応募・面接等」がある点に関し現に働いている者が対象となるか否かの確認
  - エ 現に働いている者がハローワークに登録することの意味及び効果
  - オ 返済が見込める者には再々貸付、給付を希望する者には自立支援金を給付するといったように二つの制度を並行して実施する必要性
  - カ 貸付の返済が厳しい者には返済免除や10年から20年への返済期間の延長等を行うことを検討したうえで再々貸付を行う必要性
- (2) 不妊治療における夜間診療関係
  - ア 働きながら不妊治療を受けられるよう診療報酬等でのインセンティブを設けて夜間・休日診療を行う医療機関を増やす必要性
  - イ 不妊治療の保険適用により医療の質の低下が懸念されるため混合診療を解禁する必要性

**2 厚生労働関係の基本施策に関する件**

・田村厚生労働大臣、伊藤財務副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君

(質疑者) 長妻昭君（立民）、尾辻かな子君（立民）、宮本徹君（共産）、青山雅幸君（維新）、高井崇志君（国民）

(質疑者及び主な質疑事項)

**長妻昭君（立民）**

建設アスベスト被害労働者等の救済問題関係

- ア 被害者への迅速な賠償を内容とした法案が起草されることを踏まえた被害者等への厚生労働大臣のメッセージ
- イ アスベスト含有建材について経済産業省から業界団体へ行った調査結果がゼロ回答だったことを踏まえ経済産業省から個社に調査を行う必要性
- ウ 企業の判断を理由に経済産業省が個社に調査を実施しないことの是非
- エ 経済産業省が個社に調査を実施しない理由
- オ 何らかの働きかけにより経済産業省が建材メーカーに配慮して個社に調査を実施しないでいる懸念

## 尾辻かな子君（立民）

### 建設アスベスト被害労働者等の救済問題関係

- ア 長期間にわたり建設アスベスト問題が放置されてきたことへの厚生労働大臣の受止め
- イ 給付金の対象となる屋内作業期間について弾力的に運用する必要性
- ウ 屋外作業が主であったとしても屋内の作業実績があれば給付金の対象とする必要性
- エ 給付金の対象期間の終期以降もアスベストが残っている建物の解体作業等によりアスベスト関連疾患の発生が見込まれることを踏まえた被害防止策及び救済策の必要性
- オ 石綿健康被害救済制度の申請者のうち建設業務に従事した者の割合
- カ 当該建設業務従事者へ新たな給付金の周知を行う必要性
- キ 労災の認定を受けていない被害者への周知に関する厚生労働省の認識と今後の取組

## 宮本徹君（共産）

### 建設アスベスト被害労働者等の救済問題関係

- ア 建設アスベストの全被害者の全面救済の必要性についての厚生労働大臣の見解
- イ 起草予定の特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案附則第2条の「国以外の者」は石綿含有建材の製造販売企業を想定していることの確認
- ウ 最高裁判決において建材メーカーの共同責任が明確にされた点についての厚生労働大臣の見解
- エ 建材メーカーも加わった補償基金制度の創設の必要性についての厚生労働大臣の見解
- オ 各建材メーカーに対する聞き取り調査を行う必要性
- カ 各建材メーカーに対する聞き取り調査の実施を厚生労働大臣から経済産業大臣に働きかける必要性
- キ 政府の責任で業界団体及び建材メーカーを集めて全面解決に向けて話しあう必要性
- ク 政府から建材メーカーに対し原告への謝罪を働きかける必要性
- ケ 実態に即して柔軟に可能な限り多くの人を給付金支給対象者として認定する必要性
- コ 現に労災の給付を受けている被害者及び石綿救済法による給付を受けている被害者に対し起草予定の法律案による給付金制度の周知と支援を行う方法
- サ 石綿救済法による給付を受けている者のうち建設業に従事していた者の全員に起草予定の法律案による給付金制度を周知する必要性
- シ 今後労災に加入していない一人親方等が石綿救済法による給付を受ける場合には建設業に従事していたかを確認して起草予定の法律案による給付金を受けるための支援を行う必要性
- ス 起草予定の法律案を出来るだけ早く施行する必要性
- セ 円滑な給付金支給のため厚生労働省の定員増により人員配置を強化する必要性
- ソ 厚生労働省における4月の超過勤務時間の状況
- タ 厚生労働省の定員増についての厚生労働大臣の決意

## 青山雅幸君（維新）

### (1) 建設アスベスト訴訟関係

- ア 建設アスベスト訴訟において国の責任が認められた法的理由
- イ 損害賠償の金額が限定されている根拠
- ウ 今回と同様の事象を二度と起こさないようにするための厚生労働大臣の決意

### (2) 新型コロナウイルス感染症関係

- ア 感染の原因を若者としている資料の確認

- イ 直近の感染の傾向を踏まえて既存の政策を見直す必要性についての尾身参考人の見解
- ウ 喫煙所の規制をアドバイザーボードが政府に提言しない理由についての尾身参考人の見解
- エ 喫煙所の規制についての厚生労働大臣の見解
- オ 公共の喫煙所への規制の実施予定の有無

**高井崇志君（国民）**

- (1) 建設アスベスト被害労働者等の救済問題関係
  - ア 裁判を起こしていない被害者及び今後発症する被害者で給付金の対象となる者の人数及び予算額
  - イ 屋外作業や国の責任期間外で被害にあった者の人数並びにこれらの者を給付金の支給対象とする場合の予算額及び救済する必要性
  - ウ 被害者救済に向けて財務省も前向きな姿勢を示す必要性
- (2) 山本太郎前参議院議員が示している「毎年 144 兆円の新規国債発行を行い国民に毎月 10 万円を給付しても 4 年間でインフレ率 2%に届かない」とする試算に対する伊藤財務副大臣の見解
- (3) コロナ禍において個人への給付と事業者への補償を行うため国債を発行する必要性
- (4) 新型コロナウイルス感染症の水際対策関係
  - ア 14 日間の健康フォローアップの直近の対象者数、健康状態の確認メールに返信している人数、位置情報確認アプリにログインしている人数、アプリで位置情報を報告している人数及びビデオ通話に応じている人数
  - イ 位置情報等が確認できない者の数と「連絡がとれない者は 1 日 100 名」とする報道の関係
  - ウ 連絡がとれない者の人数を 1 日ごとに把握する必要性
  - エ 「連絡がとれない者」とみなされる期間を 4 日間から短縮するように厚生労働大臣が指示する必要性

**3 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案起草の件**

- ・とかしき委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・長妻昭君（立民）から発言がありました。
- ・衆議院規則第 48 条の 2 の規定により内閣の意見を聴取したところ、田村厚生労働大臣から「異議はない」旨の発言がありました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

（賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民）

**4 強制労働の廃止に関する条約（第五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案（馳浩君外 7 名提出、衆法第 23 号）**

- ・提出者馳浩君（自民）から趣旨の説明を聴取しました。
- ・提出者中川正春君（立民）、西村智奈美君（立民）及び穴見陽一君（自民）並びに政府参考人並びに吉川衆議院厚生労働委員会専門員に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・宮本徹君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、立民、公明、維新、国民 反対一共産）

（質疑者）宮本徹君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

**宮本徹君（共産）**

- (1) 強制労働の廃止に関する条約を批准しているG7及びOECD諸国の中で公務員の職務外での政治活動を禁止している国及び刑事罰を科している国の数並びに名前
- (2) 政治的行為の制限が規定されている国家公務員法第102条関係
  - ア 第1項の「人事院規則で定める政治的行為をしてはならない」に違反して人事院に通知された事案及び起訴された事案のこの30年間の件数
  - イ 堀越事件の最高裁判決を踏まえ第1項及び人事院規則14-7そのものを改める必要性についての法案提出者の見解
  - ウ 第3回国会の衆議院本会議での国家公務員法改正案の提案理由説明のうち法案起草の経過が分かる部分の内容
  - エ 国家公務員法の政治活動の禁止と罰則は占領下でGHQに押し付けられたものという法案提出者の認識の有無
- (3) 国家公務員法の労働基本権に関する規定について2002年以降に国際労働機関の結社の自由委員会からなされている勧告の内容
- (4) 法制審議会で検討されている新自由刑の創設の前に懲役刑を禁錮刑に改めて強制労働の廃止に関する条約を批准しようという法案提出者の意図の有無